

京都市交通局管理規程第30号

京都市乗合自動車及び高速鉄道無賃運送取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年3月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市乗合自動車及び高速鉄道無賃運送取扱規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車及び高速鉄道無賃運送取扱規程の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「(定期観光系統を除く。)」を削る。

別記中(裏面)を次のように改める。

注 意

- 1 本券は、本市乗合自動車及び高速鉄道に乗車される場合に有効です。
- 2 本券は、記名本人が使用される場合に限り有効です。
- 3 乗合自動車の多区間系統に乗車される場合は、必ず整理券をお取りください。
- 4 本券を汚損、き損又は紛失した場合は、必ずお届けください。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)